

臨時福祉給付金について

消費税率の引上げによる影響を緩和するため、低所得者に対して、制度的な対応を行うまでの間の、暫定的・臨時的な措置として給付金を支給します。

●支給対象者

平成27年度分の住民税が課税されていない方が対象です。

※ただし、「課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合」や「生活保護の受給者である場合」などは除きます

●支給額

1人につき6千円

【申請方法】

申請先 住民福祉課

(平成27年1月1日時点で住民票が日高町にある方が対象です)

申請期間

平成27年11月2日(月)

～平成28年2月2日(火)

提出書類 申請書

★添付書類

①本人確認書類

(住民基本台帳カード、運転免許証、パスポートの写し。健康保険証や年金証書など、顔写真がついていないものは、官公署から発行されているものが2点必要です)

②口座が確認できる書類

(金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)がわかる通帳やキャッシュカードの写し)



「臨時福祉給付金」をよそおった「振り込め詐欺」や「個人情報」の発生が予測されます。ご注意ください。

お心当たりのある方は、役場や最寄りの警察署(または警察相談専用電話#9110)までご連絡ください。



■臨時給付金制度の概要については「厚生労働省専用ダイヤル」(☎0570・037・192)まで。平日の9時から18時まで(土・日曜日、祝日は除く)

不審電話にご注意ください!!



健康推進課 お知らせ

お問い合わせは、(☎63・3801)まで。

近年、業種を問わず不審電話が多発しており、宅配便や公共料金の分野にまで及んでいるという情報が多く見受けられますが、特に高齢者の方を狙った不審電話が全国的に増加傾向にあります。

中でも、ATM(現金自動預払機)を使ってお金を振り込ませようとする事例が最も多くなっています。

被害に遭われた方の手口は下記のような内容です。

役場職員や、後期高齢者医療広域連合の職員が、医療費・保険料の還付手続き等について、電話によりATMでの手続きをお願いするようなことは絶対にありません。

電話で、「医療費や保険料の還付金がある」と言ったり、「還付通知書を送っているけど内容は確認してますか?」と言ってくる。

携帯電話の番号やキャッシュカードの有無を聞かれ、「還付手続きの期限が今日までだから急いで近くのATMのある銀行・コンビニエンスストア・スーパー等へ行ってください」と言葉巧みに誘導し、入金させる。

携帯電話を通じて、ATMの操作の指示があり、お金を振り込ませる。

県内においても不審電話は発生しています。このような内容の電話がかかってきたら、手続きをする前に、健康推進課(☎63・3801)または和歌山県後期高齢者医療広域連合(☎073・428・6688)まで。

もしも被害に遭ってしまったら…必ずお近くの警察署へ被害届を出してください。

★御坊警察署(☎23・0110)

ご存知ですか？ 介護保険を利用した 住宅改修について

要介護・要支援の認定を受けた方で、住み慣れた自宅で暮らし続けるために介護保険を利用した小規模な住宅改修をすることが出来ます。

工事が介護保険の対象であると認められた場合、20万円(原則1回限り)を限度に工事代金の8〜9割が給付されます。(自己負担1割または2割)

1回の改修工事で20万円を使い切らずに数回に分けて使うことも出来ます。



☆介護保険の対象となる工事

- ・手すりの取り付け
- ・段差の解消
- ・滑りにくい床材への変更

- ・和式トイレから洋式トイレへの便器の取り替え
- ・開き戸から引き戸への扉の取り替え

(新築・改築は対象外になります) 改修対象となる住宅は、被保険者の住所地に限りません。

詳しくは、健康推進課(☎633801)まで。

介護保険料の口座振替について

65歳以上の方(第1号被保険者)で、介護保険料を納付書で納めている方は、「口座振替」を利用することが出来ます。

(1) 預金通帳、印鑑(通帳の届出印)、介護保険料納付書をご用意ください。

(2) 下記の金融機関で口座振替を利用できるので、「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、お申し込みください。

(3) 口座振替依頼書は、健康推進課および町内の金融機関窓口を設置しています。町外の金

有利

掛金は全額非課税

手数料もかかりません

パートさんも加入できます

安心

国の制度だから安心・確実

掛金の助成を受けられます

簡単

外部積立型だから管理がカンタン

ご存知ですか？ 中退共の退職金制度。

中退共は、半世紀で100万社以上の中小企業が利用する国の退職金制度です。

事業主と生計を一にする同居の親族のみを雇用する事業所の従業員も、次の条件を満たしていれば加入できます。
○小規模企業共済制度に加入していないこと
○事業主との使用従属関係を確認できる書類の提出が可能なおこと
※掛金助成の対象となりません。



詳しくはホームページをご覧ください <http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

中退共制度のしくみ

1 加入申込	お近くの金融機関等の窓口でお申込みください。事業主が中退共と「退職金共済契約」を結び共済手帳が送付されます。
2 掛金納付	毎月の掛金は全額事業主負担で、口座振替で金融機関に納付します。
3 支払い	退職した従業員の請求に基づき、中退共から退職金が直接支払われます。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

ちゅうたいきょう
略称：中退共

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 TEL 03-6907-1234 FAX 03-5955-8211



口座振替できる金融機関

- ・紀州農業協同組合
- ・紀陽銀行
- ・きのくに信用金庫
- ・近畿労働金庫
- ・和歌山県信用漁業協同組合連合会
- ・ゆうちょ銀行

融機関で手続きをされる方は「口座振替依頼書」をお送りします。健康推進課までご連絡ください。
※口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできないことがあります

あなたのマナーは、大丈夫？！

犬

- 放し飼いは、やめる
- リードをつけて散歩する
- 散歩時のフンは、必ず持ち帰る
- 狂犬病予防注射を受ける



猫

- 首輪などで飼い主を明示する
- できる限り室内で飼う(放し飼いを極力さける)
- 自宅でのトイレをしつける
- 野良猫にエサをあげない